

官報

号外 平成二十二年十一月三十日

○第七十六回国 衆議院会議録 第十三号

平成二十二年十一月三十日(火曜日)

議事日程 第十二号

平成二十二年十一月三十日

午後一時開議

第一 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

○本日の会議に付した案件

日程第一 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(内閣提出、参議院送付)
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

午後一時二分開議

○議長(横路孝弘君) これより会議を開きます。

日程第一 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(横路孝弘君) 日程第一、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案を議題といたします。

委員長長の報告を求めます。政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長松崎公昭君。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(松崎公昭君登壇)

○松崎公昭君 ただいま議題となりました法律案につきまして、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、全国多数の地方公共団体の議会の議員または長の任期が平成二十三年三月から五月中に

満了することとなる実情にかんがみ、国民の地方選挙に対する関心を高めるとともに、これらの選挙の円滑かつ効率的な執行を図るため、選挙の期日を統一するものであります。

その主な内容は、次のとおりであります。

統一地方選挙の期日を、都道府県及び指定都市の議会の議員及び長の選挙については平成二十三年四月十日、指定都市以外の市、町村及び特別区の議会の議員及び長の選挙については同月二十四日とするものであります。

また、平成二十三年六月一日から同月十日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員または長の任期満了による選挙につきましても、統一地方選挙の期日に行うことができることとするものであります。

本案は、去る十月二十九日に参議院から送付され、十一月十一日本委員会に付託され、翌十二日片山総務大臣から提案理由の説明を聴取し、二十六日、質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○小宮山泰子君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

議院運営委員長提出、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(横路孝弘君) 小宮山泰子さんの動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

○議長(横路孝弘君) 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長長の趣旨弁明を許します。議院運営委員長川端達夫君。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

(川端達夫君登壇)

○川端達夫君 ただいま議題となりました国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

本法律案は、議長、副議長及び議員は、議長、副議長及び議員となった日からその身分を失った

日まで歳費を受けること、ただし、死亡または衆議院の解散の場合には、その当月分までの歳費を受けることとするものであります。

本法律案は、本日の議院運営委員会において起草、提出したものであります。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

○議長(横路孝弘君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時八分散会

出席國務大臣

総務大臣 片山 善博君

○議長の報告

(両院協議会請求)

一、去る二十六日、本院は、次の内閣提出案につき参議院が否決したので参議院に対して両院協議会を開くことを請求した。

平成二十二年一般会計補正予算(第1号)

平成二十二年特別会計補正予算(特第1号)

平成二十二年政府関係機関補正予算(機第1号)

(両院協議会協議委員長副議長互選)

一、去る二十六日、協議委員長副議長互選の結果、次のとおり当選した。

平成二十二年一般会計補正予算(第1号)外二件両院協議会協議委員

議長 中井 治君
副議長 中川 正春君

(両院協議会協議委員選挙通知)

一、去る二十六日、鬼塚事務総長から小幡参議院事務総長あて、本院は、平成二十二年一般会計補正予算(第1号)外二件両院協議会の協議委員に次の者を選挙した旨通知した。

中井 治君 中川 正春君
川内 博史君 武正 公一君
小林 興起君 岡島 一正君
城井 崇君 高山 智司君
阿部 知子君 下地 幹郎君

(通知書受領)

一、去る二十六日、小幡参議院事務総長から鬼塚事務総長あて、参議院は平成二十二年一般会計補正予算(第1号)外二件両院協議会の協議委員に次の者を選挙した旨の通知書を受領した。

磯崎 陽輔君 岩城 光英君
衛藤 晟一君 世耕 弘成君
林 芳正君 丸川 珠代君
山本 順三君 加藤 修一君
長沢 広明君 水野 賢一君

一、去る二十六日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

国家公務員の育児休業等に関する法律等の一部を改正する法律

地方交付税法等の一部を改正する法律

放送法等の一部を改正する法律

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一部を改正する法律

防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律

裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律

裁判所法の一部を改正する法律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の秘書の給与等に関する法律等の一部を改正する法律

国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律

国会職員法の一部を改正する法律

(予算送付及び通知)

一、去る二十六日、憲法第六十条第二項の規定により本院の議決が国会の議決となつた次の予算を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

平成二十二年一般会計補正予算(第1号)

平成二十二年特別会計補正予算(特第1号)

平成二十二年政府関係機関補正予算(機第1号)

(報告書受領)

一、去る二十六日、平成二十二年一般会計補正予算(第1号)外二件両院協議会衆議院協議委員長中井治君から横路議長あて、両院協議会の成案を得なかつた旨次の報告書を受領した。

平成二十二年一般会計補正予算(第1号)両院協議会報告書

平成二十二年特別会計補正予算(特第1号)両院協議会報告書

平成二十二年政府関係機関補正予算(機第1号)両院協議会報告書

一、去る二十六日、内閣から次の報告書を受領した。

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律附則第四条の規定に基づく同法の規定の施行の状況に関する報告

(理事補欠選任)

一、去る二十六日、懲罰委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

懲罰委員会

理事 安倍 晋三君(理事安倍晋三君去る五月十四日委員辞任につきその補欠)

理事 赤松 広隆君(理事松本龍君去る九月十七日委員辞任につきその補欠)

理事 高山 智司君(理事小平忠正君去る十月一日委員辞任につきその補欠)

理事 中野 寛成君(理事土肥隆一君去る十月一日委員辞任につきその補欠)

理事 牧野 聖修君(理事三井辨雄君去る十月一日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

厚生労働委員

辞任

補欠

江端 貴子君	玉木 朝子君
岡本 充功君	道休誠一郎君
田中美絵子君	川村秀三郎君
初鹿 明博君	中後 淳君
三宅 雪子君	打越あかし君
松本 純君	森 英介君
江田 憲司君	柿澤 未途君
打越あかし君	永江 孝子君
道休誠一郎君	小林 正枝君
永江 孝子君	川島智太郎君
川島智太郎君	湯原 俊二君
川村秀三郎君	田中美絵子君
小林 正枝君	岡本 充功君
湯原 俊二君	江端 貴子君
中後 淳君	初鹿 明博君
三宅 雪子君	松本 純君
森 英介君	江田 憲司君
柿澤 未途君	

経済産業委員

辞任

補欠

等原多見子君	松岡 広隆君
白石 洋一君	湯原 俊二君
花咲 宏基君	藤田 大助君
森山 浩行君	向山 好一君
西野あきら君	長島 忠美君
藤田 大助君	浜本 宏君

松岡 広隆君

皆吉 稻生君

金森 正君

菅川 洋君

浜本 宏君

向山 好一君

湯原 俊二君

長島 忠美君

環境委員

辞任

補欠

柿澤 万里君	矢崎 公二君
斎藤やすのり君	川村秀三郎君
橋本 博明君	渡辺 義彦君
川村秀三郎君	斎藤やすのり君
矢崎 公二君	柿澤 万里君
渡辺 義彦君	橋本 博明君

議院運営委員

辞任

補欠

相原 史乃君	三日月大造君
佐々木憲昭君	穀田 恵二君
三日月大造君	相原 史乃君
穀田 恵二君	佐々木憲昭君

懲罰委員

辞任

補欠

山岡 賢次君	菊池長右エ門君
麻生 太郎君	永岡 桂子君
福田 康夫君	高木 毅君
渡辺 喜美君	柿澤 未途君
菊池長右エ門君	山岡 賢次君
高木 毅君	福田 康夫君
永岡 桂子君	麻生 太郎君
柿澤 未途君	渡辺 喜美君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員

辞任

補欠

相原 史乃君	小林 正枝君
川越 孝洋君	磯谷香代子君
橋本 勉君	打越あかし君
加藤 勝信君	小里 泰弘君
二階 俊博君	林 幹雄君
小林 正枝君	福島 伸享君
笠原多見子君	早川久美子君
中後 淳君	金子 健一君
宮崎 岳志君	横糸 勝仁君
松野 博一君	石田 真敏君
福島 伸享君	川口 浩君
磯谷香代子君	川越 孝洋君
打越あかし君	橋本 勉君
金子 健一君	中後 淳君
横糸 勝仁君	相原 史乃君
石田 真敏君	笠原多見子君
川口 浩君	宮崎 岳志君
川越 孝洋君	松野 博一君
橋本 勉君	加藤 勝信君
中後 淳君	二階 俊博君
相原 史乃君	

(議案提出)

一、去る二十六日、議員から提出した議案は次のとおりである。

北朝鮮による韓国・大延坪島砲撃に関する決議案(川端達夫君外十四名提出)
二〇二二年ワールドカップサッカー大会招致に関する決議案(川端達夫君外十三名提出)

(委員会審査省略要求書受領)

一、去る二十六日、議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

北朝鮮による韓国・大延坪島砲撃に関する決議案

川端達夫君外十四名

二〇二二年ワールドカップサッカー大会招致に関する決議案

川端達夫君外十三名

(議案送付)

一、去る二十六日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の一部を改正する法律案

(決議送付)

一、去る二十六日、横路議長から菅内閣総理大臣あて、次の決議を送付した。

北朝鮮による韓国・大延坪島砲撃に関する決議案

二〇二二年ワールドカップサッカー大会招致に関する決議案

(議案通知書受領)

一、去る二十六日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

裁判所法の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の秘書の給与等に関する法律等の一部を改正する法律案

国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

国会職員法の一部を改正する法律案

三

一、去る二十六日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を否決した旨の通知書を受領した。

平成二十二年一般会計補正予算(第1号)

平成二十二年特別会計補正予算(特第1号)

平成二十二年政府関係機関補正予算(機第1号)

一、去る二十六日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

農林漁業者等による農林漁業の六次産業化の促進に関する法律案(第百七十四回国会内閣提出、本院継続審査)

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

地方交付税法等の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

国家公務員の育児休業等に関する法律等の一部を改正する法律案

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一部を改正する法律案

放送法等の一部を改正する法律案

防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案

(返付議案受領)

一、去る二十六日、参議院から返付された次の内閣提出案を受領した。

平成二十二年一般会計補正予算(第1号)

平成二十二年特別会計補正予算(特第1号)
平成二十二年政府関係機関補正予算(機第1号)

(議案通知)

一、去る二十六日、次の内閣提出案は憲法第六十条第二項の規定により本院の議決が国会の議決となった旨参議院に通知した。

平成二十二年一般会計補正予算(第1号)

平成二十二年特別会計補正予算(特第1号)

平成二十二年政府関係機関補正予算(機第1号)

(予備的調査要請書受領)

一、去る二十六日、次の予備的調査要請書を受領した。

最近の天下り・渡りの実態に関する予備的調査要請書(中川秀直君外百十六名提出、平成二十二年衆予調第一号)

(予備的調査要請書送付)

一、去る二十六日、委員会に送付された予備的調査要請書は次のとおりである。

最近の天下り・渡りの実態に関する予備的調査要請書(中川秀直君外百十六名提出、平成二十二年衆予調第一号) 内閣委員会 送付

(質問書提出)

一、去る二十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

小中学生の就学援助制度に関する質問主意書(木村太郎君提出)

内閣官房及び内閣府の組織整理に関する質問主意書(橋慶一郎君提出)

平成二十二年の医師臨床研修における「マッチング」結果に関する質問主意書(橋慶一郎君提出)

平成二十二年十一月九日の衆議院予算委員会における片山善博総務大臣の答弁に関する再質問主意書(山口俊一君提出)

(質問書提出)

一、昨二十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

朝鮮人強制動員への国の関与と責任に関する質問主意書(服部良一君提出)

「奨学金返還延滞増加」と「回収策強化」、「教育無償化」を巡る問題についての政府の認識に関する質問主意書(服部良一君提出)

いわたの判決交流に関する質問主意書(浅野貴博君提出)

重点港湾青森港の整備促進に関する質問主意書(木村太郎君提出)

地域公共交通の維持・確保に関する質問主意書(木村太郎君提出)

仙谷官房長官の「私的メモ」の定義に関する再質問主意書(中川秀直君提出)

(質問書撤回)

一、去る二十六日、議員から次の質問主意書を撤回する旨の申出があつた。

最近の天下り・渡りの実態に関する質問主意書(中川秀直君提出)

(答弁書受領)

一、去る二十六日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員浅野貴博君提出ロシア政府による我が国との北方領土交渉のあり方について触れたロシア有力紙の報道に関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博君提出日口政府間の経済協力に関する覚書の締結が見送られた件に関する質問に対する答弁書

衆議院議員服部良一君提出六ヶ所再処理工場のガラス固化溶融炉試験等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出津軽自動車道の整備に関する質問に対する答弁書

衆議院議員秋葉賢也君提出尖閣諸島の実効支配強化に向けた政府の取組に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員中川秀直君提出仙谷官房長官の「私的メモ」の定義に関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博君提出平成二十二年北方領土返還要求行進に対する菅直人内閣の関与等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博君提出タイで日本人カメラマンが銃撃された件に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出つがる市の基地関係施策の充実強化に関する質問に対する答弁書

衆議院議員吉井英勝君提出陵墓の治定と祭祀に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員浅尾慶一郎君提出尖閣諸島沖の日本領海内で起きた中国漁船と海上保安庁巡視船の衝突事件を巡る政府の対応に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博君提出政府によるアイヌ政策のあり方に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出自動車関連税に関する質問に対する答弁書

平成二十二年十一月十六日提出
質問 第一六八号

ロシア政府による我が国との北方領土交渉の
あり方について触れたロシア有力紙の報道に
関する質問主意書

提出者 浅野 貴博

ロシア政府による我が国との北方領土交渉
のあり方について触れたロシア有力紙の報
道に関する質問主意書

本年十一月十六日付毎日新聞二面の記事による
と、十五日付のロシア有力紙「コメルサント」が、
十三日に行われたAPECでの日口首脳会談に関
連し、ロシア政府が北方領土の歯舞群島、色丹島
の引き渡しに関する交渉に応じない方針であるこ
とを報じたことである。右を踏まえ、以下質
問する。

- 一 前文で触れたコメルサント紙の報道(以下、「報道」という。)を政府、特に外務省は承知し、その正確な内容を把握しているか。
- 二 在ロシア日本国大使館による「報道」を報告する公電が外務本省に到着したのはいつか、その日、時、分を明らかにされたい。
- 三 「報道」に対する前原誠司外務大臣の認識如何。前原大臣として、「報道」をどのように評価しているか。右は、今後ロシアとして我が国と北方領土交渉をする気はないという一つのシグナル、メッセージであると受け止めているか。
- 四 「報道」を受け、政府、特に外務省、在ロシア日本国大使館として、ロシア側に何らかの意見を伝える考えはあるか。
- 五 「報道」は、今後の日口両政府による北方領土

交渉に何らかの影響を及ぼすか。前原大臣の認識如何。
右質問する。

内閣衆質一七六第一六八号

平成二十二年十一月二十六日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出ロシア政府による我が国との北方領土交渉のあり方について触れたロシア有力紙の報道に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員浅野貴博君提出ロシア政府による我が国との北方領土交渉のあり方について触れたロシア有力紙の報道に関する質問に対する答弁書

- 一 及び三から五までについて
御指摘の報道については承知しているが、個々の報道に関し、政府として答弁することは差し控えたい。日露間では、領土問題の最終的解決に向け、これまでの諸合意及び諸文書に基づき、日露双方に受入れ可能な解決策を真剣に検討していくこととしている。
- 二 について
在ロシア連邦日本国大使館からは、外務本省に対し、御指摘の報道に関する報告が行われたが、お尋ねについて明らかにすることは、同大使館による今後の情報収集等に支障を来すおそれがあることから、差し控えたい。

平成二十二年十一月十六日提出
質問 第一六九号

日口政府間の経済協力に関する覚書の締結が見送られた件に関する質問主意書

提出者 浅野 貴博

日口政府間の経済協力に関する覚書の締結が見送られた件に関する質問主意書

本年十一月十二日、政府は日口間の経済協力に関する覚書(以下、「覚書」という。)の締結を見送った。右について、大島章宏経済産業大臣は「現在の状況では適当ではない」との旨述べ、メドベージェフ・ロシア大統領が同月一日に国後島を訪問したことに対する対抗措置であるとの認識を示している。しかしその一方で、仙谷由人内閣官房長官は国会の都合で経産相が会合に出席できないので見合わせる事になった。大統領の北方領土訪問と直接関係ない」との旨説明している。右を踏まえ、以下質問する。

- 一 その内容、意義等、「覚書」の詳細について説明されたい。
- 二 政府が今回「覚書」の締結を見送った理由は何か。大島大臣の見解如何。
- 三 政府が今回「覚書」の締結を見送った理由は何か。仙谷長官の見解如何。
- 四 政府が今回「覚書」の締結を見送った理由は何か。前原誠司外務大臣の見解如何。
- 五 政府が今回「覚書」の締結を見送ったことについて、前文で触れたような閣内で見解の不一致が生じているのはなぜか。
- 六 政府が今回「覚書」の締結を見送った真の理由は何か説明されたい。

七 「覚書」の締結が今回なされなかったことは、北方領土交渉を含む今後の対ロシア外交のあり方、ひいては我が国の国益にどのような影響を及ぼすか。政府の見解如何。
右質問する。

内閣衆質一七六第一六九号

平成二十二年十一月二十六日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出日口政府間の経済協力に関する覚書の締結が見送られた件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員浅野貴博君提出日口政府間の経済協力に関する覚書の締結が見送られた件に関する質問に対する答弁書

- 一 から六までについて
お尋ねの点については、平成二十二年十一月十二日に東京で開催された日露投資フォーラムにおいて、大島経済産業大臣とナビウリナ・ロシア連邦経済発展大臣との間で、両国間の貿易及び投資を発展させるための協力事業等の今後の進め方を文書で確認することを想定していたが、両大臣の日程等の事情により、こうした機会を持つことができなかったものである。
- 七 について
一 から六までについて述べた経緯が、日露関係に影響を及ぼすとは考えていない。

平成二十二年十一月十六日提出
質 問 第 一 七 〇 号

六ヶ所再処理工場のガラス固化溶融炉試験等
に関する質問主意書

提出者 服部 良一

六ヶ所再処理工場のガラス固化溶融炉試験
等に関する質問主意書

六ヶ所再処理工場のアクティブ試験は、二〇〇八年一〇月末に高レベル廃液ガラス固化溶融炉の炉底に白金族元素が堆積し停止して以来技術的な解決がつかず、日本原燃は、本年一〇月であった竣工予定を、二〇一一年一〇月に延期した。

現在、同試験の再開方針につき、原子力安全・保安院および再処理ワーキンググループにおいて、二〇一〇年八月二三日付で日本原燃から提出された報告書「再処理施設高レベル廃液ガラス固化建屋 ガラス溶融炉運転方法の改善検討結果について(改正版)」(以下、「改正報告書」)に基づき検討がなされている。「改正報告書」によれば、現在のアクティブ試験は日本原燃による二〇〇八年六月一日付「安定運転条件報告」に基づいている。この安定運転の考えは同年六月三〇日の原子力安全・保安院報告「安定運転条件報告」について「要約・定式化され、同日の核燃料サイクル安全小委員会に提案された」と承されている。そこでは、まずA溶融炉の試験において「安定した運転状態の維持」及び「長期に運転状態を維持」について確認し、その「確認が得られた後」に同様の過程をB溶融炉で実施することと明記されている。

ところが、今回の「改正報告書」では、現在まで使用してきたA溶融炉がなぜ停止せざるを得なかったのかという実態に基づいた総括を優先させ

ることなく、化学試験の後に入るアクティブ試験(実廃液試験)を、A溶融炉ではなく、まずはB溶融炉で行うとしている。

国は東海村のガラス固化技術開発施設(TVF1号炉)の検討を基に、ガラス固化を「完成された技術」と見なし、その根拠となる資料は「ガラス固化技術開発施設における高レベル放射性廃液のガラス固化処理技術開発」(二〇〇四・七・核燃料サイクル開発機構・研究開発課題評価委員会)であるとしている(内閣参質一七四第六〇号平成二十二年四月三十日質問主意書への答弁書)。

しかし、この報告書の総合評価には「完成された技術」という記述はなく、白金族元素の堆積は「極めて重要な課題」であり「この問題の解決に当たることを期待する」となっている。このような根拠にならない資料を提示することは、国がガラス固化技術の検証を厳密に実施せずに、六ヶ所再処理工場の溶融炉設置を許可したことになると考えられる。そして今回も、六ヶ所A溶融炉の失敗を検証せずにB溶融炉で試験を先行実施したとしても、同じ失敗が繰り返される懸念が否めない。

未完成な技術に長い年月と多額の税金と公共料金が投入される可能性への懸念ならびに技術の見通しの有無を明らかにする必要があるとの認識から、A溶融炉の失敗原因の徹底した検証が必要であると考える、以下質問する。

一 今後のアクティブ試験の進め方について

1 アクティブ試験の前々段階である低模擬廃液を用いた化学試験の段階に後戻りすることについて、しかもそこに今後の大きなウェイトが置かれていることについて

(一) アクティブ試験の中でどう位置付けられているのか。

(2) 本件は再処理ワーキンググループで問題になっていないのか。

(3) 化学試験の終了を認めた原子力安全・保安院や核燃料サイクル安全小委員会などの責任をいかに認識しているか。

2 日本原燃が「改正報告書」で示しているB溶融炉試験を優先させる考えについて

(1) これは、二〇〇八年六月三〇日の原子力安全・保安院及び核燃料サイクル安全小委員会の考えに反しているのではないのか。

(2) 本件について、原子力安全・保安院はどう考えているのか。

(3) この方針転換は、再処理ワーキンググループでは問題になっていないのか。

3 B溶融炉での試験を優先させる理由について

(1) その理由は何か。

(2) 日本原燃がいう「実廃液の影響を受けていないB系列」という理由に立てば、裏返すとA溶融炉は実廃液の影響を受けているから後の順序にするということか。

(3) その場合、A溶融炉が受けた実廃液の影響とは具体的にどんなもので、それがなぜ試験後回しの理由になるのかについて、日本原燃から説明を受けているのか。受けているのなら具体的に説明をされたい。

4 「改正報告書」では、「安定した運転状態の維持」、「ガラス固化体の品質規格」等を判断する指標が示されていない。

(1) このことを明確にさせるつもりか。

(2) この指標が明確でなければ、肝心のアクティブ試験がきわめておざなりなもので終わる危険性があると考えるが、その点はどう考えているのか。

5 今回の対策は、KMOOCというモックアップ試験結果から温度管理の方法を持ち込むようなやり方に限られている。このような一時凌ぎ的方式を認めて、それで再び白金族元素の堆積が起こった場合、原子力安全・保安院や再処理ワーキンググループ等はどう責任をとるのか。

二 白金族元素の堆積原因について

1 炉内残留物の除去作業が後回しにされていること、及び白金族元素堆積の原因について

(1) この作業は白金族元素など残留物が堆積する原因を実態的に探るために必要な作業ではないのか。

(2) 日本原燃に白金族元素堆積の原因に関する明確な総括を行うよう要求するべきではないか。

(3) 東海村で運転されているTVF2号炉は白金族元素堆積対策の見通しがいつているのか。

三 現在開発中の改良型溶融炉について

1 改良型溶融炉を二〇一二年から使用する予定があるか。

2 現在の溶融炉を用いたアクティブ試験が二〇一二年一〇月になってもうまくいかない場合は、どのように対処するつもりか。

四 その他

1 六ヶ所溶融炉設置の際「完成された技術」と

した根拠資料の総合評価にはそのような結論がないが、再度「完成された技術」とした根拠とそのことを認めた国の審議委員会名と委員名を回答されたい。

2 TVF1号炉ですでに白金族元素の堆積が問題になっていたにもかかわらず、六ヶ所のガラス固化溶融炉を五、五倍にも大型化し、コストを理由に事前の廃液濃縮過程を省略したことの影響について、どこかで検証がなされているのか。

3 原点に戻り六ヶ所A溶融炉の徹底検証を行い、場合によっては思い切った見直しをする予定はないか。

4 竣工延期の二〇一二年一月になっても高レベル廃液ガラス固化溶融炉の技術的目処がついていない場合、国として再処理を見直す最終的判断をするつもりはないのか。右質問する。

内閣衆質一七六第二七〇号

平成二十二年十一月二十六日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員服部良一君提出六ヶ所再処理工場のガラス固化溶融炉試験等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員服部良一君提出六ヶ所再処理工場のガラス固化溶融炉試験等に関する質問に対する答弁書

一の(一)について

日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)

からは、日本原燃の再処理事業所再処理施設(以下「六ヶ所再処理施設」という。)高レベル廃液ガラス固化建屋ガラス溶融炉(以下「ガラス溶融炉」という。)での低模擬廃液を用いた試験は、独立行政法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)東海研究開発センター核燃料サイクル工学研究所モックアップ試験棟確認改良溶融炉(以下「KMO」という。)で確認された安定運転の条件を、ガラス溶融炉において確認するためのものであり、六ヶ所再処理施設の使用済燃料を用いた総合試験(以下「アクティブ試験」という。)の一環として行われるものであると聞いている。

一の(二)について

平成二十二年十一月一日に日本原燃から経済産業省原子力安全・保安院(以下「保安院」という。)に提出された「再処理施設高レベル廃液ガラス固化建屋ガラス溶融炉運転方法の改善検討結果について(改正版 その2)」(以下「運転方法改善検討結果報告」という。)には、KMOにおける試験結果等に基づくガラス溶融炉におけるガラスの流下性低下の原因の評価、当該評価を踏まえたガラス溶融炉の運転方法等の改善及びアクティブ試験再開後の試験計画等が記載されている。保安院は、適正な使用前検査の実施の観点から、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会核燃料サイクル安全小委員会再処理ワーキンググループ(以下「再処理ワーキンググループ」という。)における運転方法改善検討結果報告に対する専門家の意見も聴取しつつ、ガラス溶融炉の安定運転の条件等について検討を行っている。

一の(三)について

日本原燃による化学試験の段階において、保安院は、「日本原燃(株)再処理施設の試験運転段階の安全規制について」試験運転計画の確認の基本方針及び使用前検査の進め方(平成十四年八月七日総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会核燃料サイクル安全小委員会報告書)に基づき、ガラス溶融炉の閉じ込め機能に必要な高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備の負圧維持支援機能等について使用前検査を実施し、その機能を確認の上問題はないと判断しており、現在もその判断に変更はない。

一の2及び3について

日本原燃からは、これまでにアクティブ試験で確認されたガラス溶融炉の安定運転に関する技術的課題の解決に向け、KMOで確認された安定運転の条件等をガラス溶融炉で確認する上で、まずはガラス溶融炉とKMOとの構造の違いのみに着目した評価を行うことが必要であり、そのためには可能な限り構造以外の違いを排除する必要があることから、炉内に残留する白金族元素及び崩壊熱の影響が考えられるガラス溶融炉A系列ではなく、KMOと同様に高レベル廃液を供給したことのないガラス溶融炉B系列での試験を行うこととしたと聞いている。保安院は、適正な使用前検査の実施の観点から、再処理ワーキンググループにおける運転方法改善検討結果報告に対する専門家の意見も聴取しつつ、ガラス溶融炉の安定運転の条件等について検討を行っている。

一の4について

運転方法改善検討結果報告には、ガラス溶融

炉のガラスの温度等安定した運転状態の維持に係る指標についても記載があり、保安院は、適正な使用前検査の実施の観点から、再処理ワーキンググループにおける運転方法改善検討結果報告に対する専門家の意見も聴取しつつ、ガラス溶融炉の安定運転の条件等について検討を行っている。

一の5について

日本原燃からは、ガラス溶融炉については、温度測定点の追加等により温度管理を適切に行うことによって、安定運転が可能となると聞いている。

保安院としては、今後、六ヶ所再処理施設において新たな課題が発生した場合は、その都度、適正な使用前検査の実施の観点から、再処理ワーキンググループにおける専門家の意見も聴取しつつ、ガラス溶融炉の安定運転の条件等について検討を行っていく所存である。

一の(一)及び(二)について

運転方法改善検討結果報告には、白金族元素のたい積等によるガラスの流下性低下の原因の評価及び当該評価を踏まえたガラス溶融炉の運転方法等の改善についても記載があり、保安院は、適正な使用前検査の実施の観点から、再処理ワーキンググループにおける運転方法改善検討結果報告に対する専門家の意見も聴取しつつ、ガラス溶融炉の安定運転の条件等について検討を行っている。

一の(三)について

原子力機構からは、御指摘の「TVF2号炉」については、白金族元素のたい積を緩和するため、従前の溶融炉から設計を変更したほか、

運転方法の改善を行っていると聞いている。

三の1について

日本原燃からは、御指摘の「改良型溶融炉」は現行のガラス溶融炉の後継機として現在開発中のものであること、また、現行のガラス溶融炉は平成二十四年十月の六ヶ所再処理施設のしゅん工時においても使用可能であることから、しゅん工時まで御指摘の「改良型溶融炉」を導入する予定はないと聞いている。

三の2について

日本原燃からは、六ヶ所再処理施設の平成二十四年十月のしゅん工に向け、今後取り組むべき課題が明らかになっており、運転方法改善検討結果報告に記載された新たな試験計画に沿って、着実に取組を進めていくと聞いている。政府としても、安全の確保を大前提として、六ヶ所再処理施設のしゅん工に向け必要な支援を行ってまいりたい。

四の1について

御指摘の「完成された技術」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府が、核燃料サイクル開発機構(当時)が開発した技術を、外部専門家により技術の成立性が実証されたものと認識している根拠等については、先の答弁書(平成二十二年四月三十日内閣参質一七四第六〇号)六について述べたとおりである。

四の2について

日本原燃からは、原子力機構東海研究開発センター核燃料サイクル工学研究所モックアップ試験棟において試験を行い、ガラス溶融炉の大型化及び高レベル廃液ガラス固化設備内での高レベル廃液濃縮過程の省略の影響について確認

したと聞いている。

四の3について

日本原燃からは、六ヶ所再処理施設の平成二十四年十月のしゅん工に向け、ガラス溶融炉の安定運転に関する技術的課題の解決に向けた取組も含め、今後取り組むべき課題が明らかになっており、運転方法改善検討結果報告に記載された新たな試験計画に沿って着実に取組を進めていくと聞いている。政府としても、安全の確保を大前提として、六ヶ所再処理施設のしゅん工に向け必要な支援を行ってまいりたい。

四の4について

仮定のお尋ねにお答えすることは差し控えたが、使用済燃料の再処理を含む核燃料サイクルについては、「エネルギー基本計画」(平成二十二年六月十八日閣議決定)にあるとおり、「中長期的にブレない」確固たる国家戦略として、引き続き、着実に推進することが、政府としての方針である。

平成二十二年十一月十六日提出
質 問 第 一 七 一 号

津軽自動車道の整備に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

津軽自動車道の整備に関する質問主意書

青森県五所川原市を中心とする西北五地域と青森地域を高規格道路で結ぶ津軽自動車道は、地域にとつては生活道路の役割のみならず、救急医療にも欠かせない重要な道路である。平成十九年には津軽自動車道三十七キロメートルのうち、整備区間である青森市浪岡く五所川原北インターまでの十五、七キロメートルが供用を開始し、西北五

地域にとつて多大なる貢献をしている。しかし、未だ整備が不十分であり、積雪寒冷が厳しい当地域にとつて早急な整備促進が必要と考える。従つて、次の事項について質問する。

一 国道一〇一号「五所川原西バイパス」三、八キロメートル及び「鰯ヶ沢道路」三、七キロメートルの整備をいつまでに完了するのか。

二 基本計画区間「五所川原市く鰯ヶ沢町」間約二十キロメートルを早急に整備区間へ格上げするべきと考えるが、管内閣の見解如何。右質問する。

内閣参質一七六第二一七号

平成二十二年十一月二十六日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出津軽自動車道の整備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出津軽自動車道の整備に関する質問に対する答弁書

一について

一般国道百一号五所川原西バイパスについては、現在、用地買収及び工事を行っているところであり、また、一般国道百一号鰯ヶ沢道路については、今年度中に用地買収に着手する予定である。これらの具体的な完成予定時期は、今後の用地買収の状況や工事の進捗状況によることから、現段階において、明確にお示しすることは困難である。

二について

お尋ねの津軽自動車道の「五所川原市く鰯ヶ

沢町間」の整備も含め、道路整備については、国民にとつて必要なものかどうかを見極め、国民の安全を守り、活力ある地域社会を形成する上で真に必要な道路整備を進めていくこととしている。

平成二十二年十一月十六日提出
質 問 第 一 七 二 号

尖閣諸島の実効支配強化に向けた政府の取組に関する再質問主意書

提出者 秋葉 賢也

尖閣諸島の実効支配強化に向けた政府の取組に関する再質問主意書

「前回答弁書」(内閣参質一七六第二一〇号)を踏まえ、以下質問する。

一 前回質問主意書「一」の「1」で、元々国有地であった魚釣島、北小島、南小島及び久場島が私有地となった経緯について問うたところ、前回答弁書「一」の1については、「昭和七年に私有地となったと承知しているが、その経緯は承知していない」との答弁であった。しかし、前回質問主意書提出の後、私が入手した「尖閣諸島について」と題する、外務省情報文化局が昭和四十七年に発行した資料によると、「2. わが国領土に編入されたいきさつ」の中で、明治十七年頃から魚釣島、久場島、南小島及び北小島において漁業等に従事していた福岡県の民間人から、国有地借用願が出されたのを受け、明治政府は右四島を三十年無料貸与したこと、また、昭和元年、右民間人の子息に無料貸与していた右四島の貸与期限が切れたため、当時の政

府はその後一年契約の有料貸与に切りかえたこと等が事細かに記されている。

1 昭和四十七年、当時の外務省情報文化局が、右資料を作成したことは間違いないか。

2 現在、外務省は右資料を保管しているか。

3 2 に関し、保管しているのならば、右資料で明確に記されている右四島が私有地となるまでの経緯を、前回答弁書で「承知していない」と答弁するのは極めて不誠実である。右答弁をするに至った理由を明らかにされたい。

4 2 に関し、保管していないのならば、税金によって作られた右資料の作成元として、外務省の文書管理が杜撰であつたと言わざるを得ない。外務省が右資料を保管していない理由を明らかにされたい。

5 4 に関し、右資料がなくとも、我が国が右四島を実効支配してきた歴史的根拠とするため、私有地となつた経緯について政府は当然に調査するべきであり、その経緯について「承知していない」と答弁するのは極めて無責任と考えるが、政府の認識如何。

6 改めて、右四島が昭和七年に私有地となるまでの経緯を明らかにされたい。また、明らかにした経緯については、尖閣諸島に対する我が国の実効支配に関する国民の知見や理解を深めるため、外務省のホームページ等で公開することが極めて有益と考えるが、政府の認識如何。

二 前回質問主意書「一」の「2」で、総務省が魚釣島、北小島及び南小島を賃借している利用目的を問うたところ、前回答弁書「一」の2について「

では、「尖閣諸島の平穩かつ安定的な維持及び管理を図る」ためとの答弁であつた。

1 右目的の必要性を判断した経緯及びその判断主体を具体的に明らかにされたい。

2 国は右三島の維持及び管理のため、これまで具体的にどのような施策を講じてきたのか。平成十四年四月以降について明らかにされたい。

三 前回質問主意書「四」で、「過去に政府は右四島の買い上げを所有者に提案したことがあるか」等について問うたところ、前回答弁書「四」について「では、「所有者の権利利益を害するおそれ等」を理由にして答弁を控えている。

1 右質問に答弁することが、所有者のどのような権利利益を害するおそれがあると考へているのか、具体的に説明されたい。

2 改めて、過去に政府は右四島の買い上げを所有者に提案したことがあるか。あるならば、いつ提案したのか。また、提案したことがないのならば、その理由を明らかにされたい。

四 前回質問主意書「五」で、本年十月二十六日、石垣市長らが政府に対して、尖閣諸島に対する固定資産税評価のための上陸調査を要請した件に関し、政府の回答時期について問うたところ、前回答弁書「五」について「では、「政府部内で検討中」との答弁であつた。しかし、十一月十二日の衆議院外務委員会では、当該上陸調査を認めるべきか否かとの前原外務大臣への質問に対して、前原大臣は、「今までの方針どおりでいい」との答弁であつた。

1 「政府部内」とは具体的にどの府省か、すべ

て列挙されたい。また、その中の主管府省を明らかにされたい。

2 前原外務大臣の「今までの方針どおりでいい」とは、石垣市長らの上陸調査を認めないとの趣旨か否か、明確にされたい。

3 前原外務大臣の右答弁は政府としての一致した回答か。そうであるなら、右結論に至った日を明らかにされたい。また、政府としての回答が固まっていらないのならば、右答弁は前原大臣の個人的見解と認識してよい。

4 政府は、石垣市長らに対して、上陸要請に対する回答をいつ行うのか明らかにされたい。

五 前回質問主意書「六」で、数多くの固有動植物が生息している尖閣諸島の生物多様性を確保すべく、同諸島における自然環境・生態調査を実施すべきと主張したところ、前回答弁書「六」について「では、「自然環境に関する情報収集は必要である」と考えながらも、「引き続き、航空写真の解析等による情報収集に努める」との答弁であつた。

1 航空写真の撮影及び解析は直近でいつ行われたか。それぞれの実施頻度及び実施主体と併せて明らかにされたい。

2 「航空写真の解析等」の「等」には、具体的にどのような情報収集策が含まれるのか。実施頻度及び実施主体と併せて明らかにされたい。

3 本年十一月八日の産経新聞によれば、最近では野生化したヤギが繁殖して、尖閣諸島の生態系に影響を及ぼしており、既に二十年近く実施されていない上陸調査をすぐに行わな

ければ、同諸島の生態系を維持できない旨の識者の意見が掲載されている。国は航空写真の解析による情報収集と上陸調査、どちらが生態系確保のためにより効果的と考へているか。

右質問する。

内閣衆質一七六第一七二号

平成二十二年十一月二十六日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員秋葉賢也君提出尖閣諸島の実効支配強化に向けた政府の取組に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員秋葉賢也君提出尖閣諸島の実効支配強化に向けた政府の取組に関する再質問に対する答弁書

一の1について

お尋ねの資料は、昭和四十七年に、当時の外務省情報文化局が作成したものである。

一の2及び4について

外務省として、お尋ねの資料を保管している。

一の3及び5について

政府としては、昭和七年に個人に御指摘の四島が払い下げられていることについては、関連の登記簿等から確認できるものの、その払い下げの詳細な経緯について確認できなかったため、先の答弁書(平成二十二年十一月九日内閣衆質一七六第一一〇号。以下「前回答弁書」という。)一の1について、「その経緯は承知して

は「文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。)」とは、行政機関において現に事務及び事業において用いられている記録の形式を網羅するものである。「文書、図画」とは、人の思想等を文字若しくは記号又は象形を用いて有体物に可視的狀態で表

現したものをいい、紙の文書のほか、図面、写真、これらを写したマイクロフィルム等が含まれる。「電磁的記録」とは、電子計算機による情報処理の用に供されるいわゆる電子情報の記録に限らず、録音テープ、ビデオテープ等の内容の確認に再生用の専用機器を用いる必要のある記録も含まれる。また、電子計算機による情報処理のためのプログラムについても、電磁的記録に該当する。なお、「電磁的記録」には、ディスプレイに情報を表示するため一時的にメモリに蓄積される情報、ハードディスク上に一時的に生成されるテンポラリファイル等は含まれない。」とある。この条項に照らして、「当該文書は『行政文書』に当たるか。『行政文書』に当たらない場合にはその理由を明記されたい。

(四) 「第2 行政文書該当性の判断基準の3」は、「当該行政機関の職員が組織的に用いるもの」とは、作成又は取得に關与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該行政機関の組織において、業務上必要なものとして、利用又は保存されている状態のものを意味する。したがって、①職員が単独で作成し、又は取得した文書であって、専ら自己の職務の遂行の便宜のためにのみ利用し、組織としての利用を予定していないもの(自己研鑽のための研究資料、備忘録等)、②職員が自己の職務の遂行の便宜のために利用する正式文書と重複する当該文書の写し、③職員の個人的な検討段階に留まるもの(決裁文書の起案前

の職員の検討段階の文書等。ただし、担当職員が原案の検討過程で作成する文書であつても、組織において業務上必要なものとして保存されているものは除く。等は、「組織的に用いるもの」には該当しない。作成又は取得された文書が組織的に用いるものに当たるかどうかの判断は、①文書の作成又は取得の状況(職員個人の便宜のため)にのみ作成又は取得するものであるかどうか、直接的又は間接的に当該行政機関の長等の管理監督者の指示等の關与があつたものであるかどうか、②当該文書の利用の状況(業務上必要として他の職員又は部外に配付されたものであるかどうか、他の職員がその職務上利用しているものであるかどうか)、③保存又は廃棄の状況専ら当該職員の判断で処理できる性質の文書であるかどうか、組織として管理している職員共用の保存場所で保存されているものであるかどうか)などを総合的に考慮して行う。また、組織として共用文書たる実質を備えた状態になる時点としては、当該組織における文書の利用又は保存の実態により行うものとし、例えば、①決裁を要するものについては起案文書が作成され、稟議に付された時点、②会議に提出した時点、③申請書等が行政機関の事務所に到達した時点、④組織として管理している職員共用の保存場所に保存した時点等が挙げられる。」とある。

この条項に照らした場合、官房長官が「当該文書」作成を指示したことは、「直接的又は間接的に当該行政機関の長等の管理監督者の指示等の關与があつたものである」と判断され、衆議院予算委員会において仙谷官房長官が「当該文書」を用いて菅内閣総理大臣に説明していることは、「当該文書」の利用の状況として、「業務上必要として他の職員又は部外に配付されたものであるかどうか、他の職員がその職務上利用している」と判断されると考える。この条項に照らした場合、「当該文書」は「行政文書」に当たるか。「行政文書」に当たらない場合にはその理由を明記されたい。

(五) その他、「第2 行政文書該当性の判断基準の4・5・6」の条項に照らして、「当該文書」は「行政文書」に当たるか。「行政文書」に当たらない場合にはその理由を明記されたい。

二 「内閣官房における情報公開法に基づく処分に係る審査基準」(平成十三年三月三十日)は、第3 不開示情報該当性の判断基準において、不開示請求に係る行政文書に記録されている情報が開示請求に係る行政文書に記録されている情報と開示情報に該当するかどうかの判断基準を定めている。そこで、下記について質問する。

(一) 第3 不開示情報該当性の判断基準の1は、個人に関する情報(「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」第五条第一号)についての判断基準を定めている。この条項に照らして、「当該文書」は不開示情報に該当するといえるか。

(二) 第3 不開示情報該当性の判断基準は、3において、国の安全等に関する情報(「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」第五条第三号)、4において、公共の安全等に関する情報(同法第五条第四号)、5

において、審議、検討等情報(同法第五条第五号)、6において、国の機関又は地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報(同法第五条第六号)についての判断基準を定めている。この条項に照らして、「当該文書」は不開示情報に該当するといえるか。その場合、「当該文書」は「私的メモ」といえるか。

三 その他、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」、「内閣官房における情報公開法に基づく処分に係る審査基準」において、「当該文書」が行政文書に当たらないとする根拠があれば具体的に明らかにされたい。

四 「当該文書」が「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」、「内閣官房における情報公開法に基づく処分に係る審査基準」に定める行政文書でない場合、官房長官が行政職員に私的文書の作成を命じたことは公私混同ではないか。右質問する。

内閣衆質一七六第一七三号
平成二十二年十一月二十六日
内閣総理大臣 菅 直人
衆議院議長 横路 孝弘殿
衆議院議員中川秀直君提出仙谷官房長官の「私的メモ」の定義に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員中川秀直君提出仙谷官房長官の「私的メモ」の定義に関する質問に対する答弁書
一の(一)及び四について
仙谷由人内閣官房長官本人に確認したところ

ろ、お尋ねの「当該文書」は、内閣官房長官の指示を受けた内閣官房長官室に勤務する内閣事務官が、勤務時間内において、内閣官房のパソコンを用い内閣官房長官の考えを書面にしたものであることであり、「公私混同」との御指摘は当たらない。

一 (二) から (五) まで、二及び三について

仙谷由人内閣官房長官本人に確認した事実関係を踏まえると、内閣官房としては、お尋ねの「当該文書」は、「行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した」文書であるが、内閣官房長官が自らの考えを記した個人的な手控えとしての性格を有しており、「当該行政機関の職員が組織的に用いるもの」ではなく、また、内閣官房として保有しているものではないことから、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)第二条第二項に規定する「行政文書」には当たらないと考える。

平成二十二年十一月十七日提出
質問 第一七四号

平成二十二年北方領土返還要求行進に対する菅直人内閣の関与等に関する質問主意書

提出者 浅野 貴博

平成二十二年北方領土返還要求行進に対する菅直人内閣の関与等に関する質問主意書

北海道根室市、根室管内の別海町、中標津町、標津町、羅臼町で構成される北方領土隣接地域振興対策根室管内市町連絡協議会(以下、「協議会」という。)の主催で、北方領土返還要求をアピー

ルする北方領土返還要求行進(以下、「行進」という。)が、本年も例年通り十二月一日に行われると承知する。右を踏まえ、以下質問する。

一 その意義、我が国の国益へ与える影響等、「行進」に対する菅直人内閣の見解を示された

二 本年度の「行進」につき、政府は「協議会」から何らかの形で連絡を受け、開催されることを承知しているか。

三 現時点で、政府として誰を「行進」に参加させる考えでいるのか、その官職氏名を全て挙げられたい。

四 本年九月二十九日、ロシアのメドベージェフ大統領は「近い将来、必ずクリルを訪問する」と旨の発言をし、十一月一日の日本時間午前九時過ぎ、国後島を訪問した。過去の政権においては、特にロシアとの交渉を直接担当する外務省の職員、または外務大臣、副大臣、大臣政務官が参加する等、「行進」への積極的な関与、協力は見られず、世論喚起の面で不十分であったと

史料する。本年は、右で述べたように、旧ソ連時代も含め、初めてロシアの国家元首が北方領土に足を踏み入れるという異例の事態が発生したことを鑑みても、政府として本年度の「行進」に対しては、例年以上の積極的な関与をし、北方領土問題の解決に向けた断固たる決意、意欲を国内外に示し、世論喚起を図る必要があると

考えるが、菅内閣の見解如何。

五 菅内閣として、本年度の「行進」に、ロシアとの交渉を直接担当する外務省職員を参加させるよう、外務大臣はじめ外務省政務三役に指示を

出す、または外務大臣はじめ同省政務三役を参加させる等、積極的な関与をする考えはあるか。

内閣衆質一七六第一七四号
平成二十二年十一月二十六日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出平成二十二年北方領土返還要求行進に対する菅直人内閣の関与等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員浅野貴博君提出平成二十二年北方領土返還要求行進に対する菅直人内閣の関与等に関する質問に対する答弁書

一 について

御指摘の行事は、北方領土返還実現に向けた外交交渉を後押しする国民世論の高揚を図る取組としての意義を有していると考えている。

二 について

お尋ねについては、承知している。

三から五までについて

御指摘の行事については、必要な関与を行うべく対応を検討中である。

平成二十二年十一月十七日提出
質問 第一七五号

タイで日本人カメラマンが銃撃された件に関する質問主意書

提出者 浅野 貴博

タイで日本人カメラマンが銃撃された件に関する質問主意書

本年四月十日、争いが続いていたタイにおいて、政府の治安部隊とデモ隊の衝突を取材していた日本人カメラマンの村本博之氏が銃撃を受け、死亡する事件(以下、「事件」という。)が起きた。右と「政府答弁書」(内閣衆質一七四第四八一号)を踏まえ、質問する。

一 現在のタイにおける内乱状態について、政府、特に外務省はどのような見解を有しているか。

二 本年十一月十七日の新聞報道によると、タイ特別捜査局(DSI)幹部が同月十六日記者会見し、「事件」について、村本氏が治安部隊に銃撃された可能性があることを明らかにしたとのことであるが、政府、特に外務省、更には在タイ日本国大使館として、右の詳細を把握しているか。

三 タイ政府による「事件」の真相解明に向けた取り組みに関し、「政府答弁書」では「タイ政府による村本博之氏死亡事件に関する捜査は、現在も継続して行われていると承知しており、我が国政府としては、引き続き本事件の徹底した真相究明を行い、その結果を日本側に早急に通知するようタイ政府に求めていく考えである。」との答弁がなされているが、今回のDSIの発表を受け、政府、特に外務省、更には在タイ日本国大使館として、今後タイ政府に対し、「事件」の真相解明に向け、どのような働きかけをしていくのか説明されたい。

四 タイに対する我が国のODAについて、「政

府答弁書では「村本博之氏死亡事件に関し、現在、我が国政府としては、在タイ日本国大使館を通じて現地当局等からの情報収集に努めるとともに、タイ政府に対し本事件の徹底した真相究明を要請しているところであり、タイに対する今後の政府開発援助の供与については、引き続き現地の情勢の推移も見極めつつ、二国間関係を踏まえ、総合的に判断していく。」との答弁がなされていた。今回、DSIが二で挙げた発表をした今、政府、特に外務省として対タイODAをどのようにする考えでいるのか明らかにされたい。

五 外務省として、尊い邦人の生命が奪われたことを重く受け止め、せめて「事件」の真相解明がなされるまでは、タイに対するODA供与を一時的に停止すべきではないのか。前原誠司外務大臣の見解を問う。
右質問する。

内閣衆質一七六第一七五号
平成二十二年十一月二十六日

衆議院議長 横路 孝弘殿
内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議員浅野貴博君提出タイで日本人カメラマンが銃撃された件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員浅野貴博君提出タイで日本人カメラマンが銃撃された件に関する質問に対する答弁書

一について
タイの首都バンコクにおいては、本年三月中旬からデモ隊が大規模集会を展開し、タイ政府

治安部隊との間で断続的に衝突が発生していたが、本年五月十九日、タイ政府治安部隊によりデモ隊の解散に向けた行動が実施され、同月二十九日には夜間外出禁止令が解除されており、引き続きバンコクを含む四都県で非常事態宣言が継続しているものの、現在、治安は、本年三月中旬からのデモ隊による大規模集会展開以前の状況にほぼ戻りつつあると承知している。

二及び三について
本年十一月十六日、タイ法務省特別捜査局(DSI)幹部が、タイ政府治安部隊とデモ隊との衝突等により本年四月及び五月に発生した死亡事件の捜査状況に関して記者発表を行い、その中で、村本博之氏死亡事件については、デモ隊、治安部隊等のいずれの者の行為によるものか不明である事件として分類し、更なる捜査が必要であるとしたことは承知している。タイ政府による本事件に関する捜査は、現在も継続して行われており、我が国政府としては、引き続きタイ政府が本事件の徹底した真相究明を行い、その結果を日本側に早急に通知するようタイ政府に求めていく考えである。

四及び五について
我が国政府としては、引き続き、村本博之氏死亡事件に関し、在タイ日本国大使館を通じて現地当局等からの情報収集に努めるとともに、タイ政府に対し本事件の徹底した真相究明を要請しているところであり、タイに対する政府開発援助の供与については、現地情勢の安定化の状況及び二国間関係を踏まえ、総合的に判断した上で、今後とも適切に対応していく考えである。

平成二十二年十一月十七日提出
質問 第一七六号

つがる市の基地関係施策の充実強化に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

つがる市の基地関係施策の充実強化に関する質問主意書

我が地元をつがる市は、航空自衛隊主力分屯基地を擁しており、昭和五十五年設置以来、日本の平和と安全という国の根幹をなす政策に協力してきたところであり、また米軍再編についての日米両政府の最終合意に基づいた国の要請により、米軍の移動式早期警戒レーダー「Xバンドレーダー」を平成十八年六月から配備、展開している。しかしながら、基地周辺住民においては、新たな基地強化への懸念や、各地で発生している米軍人による事件、事故に対する不安など様々な課題が提起されている。

つがる市としては、市民の不安を払拭すべく、生活環境の整備や住民福祉の向上に鋭意努力しているにも拘らず、政権交代により、昨年度の基地交付金が、自公政権時と比べ減額となっている。北東アジアの平和と安定を図り、日本の独立と平和を守る安全保障戦略に大いに資する観点から、国は早急に地元負担軽減へ向けて、より一層の貢献をしなければならないと考える。

従って、次の事項について質問する。
一 現在つがる市は「Xバンドレーダー」を配備し、我が国の防衛上重要な役割を果たし、展開により新たに約二十二・五ヘクタールの土地を基地用地として提供している。米軍再編の意義

のひとつである「基地を抱える地元負担の軽減」を忘れてはならないと考えるが、今後どのように対応していくのか、菅内閣の見解如何。

二 近年の日本周辺・北東アジアの環境は激変しており、北朝鮮の核ミサイル・核実験問題、増強する中国の軍備拡大、北方領土問題が重くのしかかる極東ロシア軍の訓練状況増加などに対し、今後日本の自衛隊と在日米軍がより強固に結びつき、日米安全保障体制をますます強化していかなければならないと考えるが、菅内閣の見解如何。

三 つがる市における基地負担は増加しており、行財政運営は大変厳しい状況にある。国の責任において地元の実情を考慮し、適用基準の緩和を進めるとともに、基地周辺対策費の増額が必要と考えるが、菅内閣の見解如何。

四 つがる市における、政権交代後である昨年度の基地交付金は、地元の実情を全く無視した、固定資産税相当額の三割にも満たない現状である。新たな負担の増加などから考慮した相当額を配分すべきと考えるが、来年度予算での基地交付金・調整交付金については、どのように反映しようとしているのか、菅内閣の見解如何。右質問する。

内閣衆質一七六第一七六号
平成二十二年十一月二十六日

衆議院議長 横路 孝弘殿
内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議員木村太郎君提出つがる市の基地関係施策の充実強化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出つがる市の基地
関係施策の充実強化に関する質問に対する

答弁書

一及び三について

政府としては、Xバンド・レーダー・システムの安定的な運用を確保するためには、その配備先において、地元の理解と協力を得ることが重要であると考えており、国、つがる市等の地元地方公共団体、関係機関等及び米軍からなる連絡会を設置し、地元との連絡を密にするとともに、Xバンド・レーダー・システムの配備に伴い生ずる障害の防止等のため防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）等に基づき、民生安定施設の助成等を実施してきているところである。御指摘の「適用基準の緩和」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、今後とも、関係法令等に基づき適切に対応してまいりたい。

二について
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（昭和三十五年条約第六号。以下「日米安保条約」という。）に基づく日米安全保障体制は、我が国防衛の柱であり、これまで日米安全保障体制の信頼性の一層の向上に努めてきたところである。平成二十二年一月十九日の日米安保条約の署名五十周年に当たつての日米安全保障協議委員会（日米安保委員会）の共同発表においても、変化する安全保障環境の中で、共通の利益を有する幅広い分野において、米軍と自衛隊との間の協力を含め、協力を深化させていくことで一致しているところであり、日米間の安全保障分

野における協力を引き続き強化してまいりたい。

四について

国有提供施設等所在市町村助成交付金及び施設等所在市町村調整交付金の平成二十三年度予算については、これらの交付金の性格、基地が所在する市町村等の実情、現下の厳しい財政事情等を総合的に勘案しつつ、平成二十三年度予算編成過程において検討してまいりたい。

平成二十二年十一月十八日提出
質問 第一七七号

陵墓の治定と祭祀に関する再質問主意書

提出者 吉井 英勝

陵墓の治定と祭祀に関する再質問主意書

本年十月一日に提出した質問主意書（以下、前回質問主意書と略で、牽牛子塚古墳（奈良県明日香村）と宮内庁が「斉明天皇陵」に治定している車木ケンノウ古墳（同県高取町）について取り上げ、陵墓の治定の見直しの問題を質した。牽牛子塚古墳が真の斉明天皇陵であるか否かの検証と、宮内庁による現在の斉明天皇陵の治定の正否の検証等を求めたが、これに対する答弁書は「斉明天皇陵の治定を見直さなければならぬ」とは考えていない」というものであった。

文化庁に確認したところ、牽牛子塚古墳の正確な墳丘範囲をつかむ調査中、凝灰岩製の横口式石槨のほぼ東南方向の下方に設定したトレンチで、このほ別の横口式石槨の一部が検出されたという。牽牛子塚古墳で巨大な石槨と八角形の墳丘が確認されたことにより、牽牛子塚古墳が真の斉明天皇陵ではないかという考えが強まっていること

は前回質問主意書でも指摘した。日本書紀には、「斉明天皇と間人皇女を小市岡上陵に合葬し、斉明天皇の孫に当たる大田皇女を、その陵の前の墓に葬った」という旨の記述がある。新たに検出された石槨に大田皇女が埋葬されたと考えれば、斉明天皇陵の前の墓に大田皇女を葬ったという日本書紀の記述にも一致し、牽牛子塚古墳こそが真の斉明天皇陵ではないかという考えはさらに補強されるものとなる。新たな石槨の学術的検討は当然必要であるが、同時に現在の宮内庁による斉明天皇陵の正否の検証と、真の斉明天皇陵の学術的検証の必要性はこれまで以上に強まっているものと考えられる。

よって、次のとおり質問する。

（一） 前回質問主意書に対する答弁書で「斉明天皇陵の治定を見直さなければならぬ」とは考えていないが、「今後とも考古学を始めとする学術的成果には留意していく所存」という見解が示された。本年六月三日に提出した質問主意書に対する答弁書（内閣衆質一七四第五三五号）では「宮内庁書陵部陵墓課においては、陵墓等に関する様々な学説があることも踏まえて、調査及び考証に当たっている」という見解が示されている。これら答弁書の見解を踏まえ、宮内庁は今回の一連の調査成果に留意し、調査と考証に当たっているのか。取り組みの現状を明らかにされたい。

また、斉明天皇陵の治定の正否に関する検証を行う必要があるのではないか。改めて問う。

（二） 前回質問主意書に対する答弁書で、宮内庁が斉明天皇陵として扱っている車木ケンノウ古墳から、被葬者が斉明天皇であることを確実に示す陵誌銘等は出土していないことが示されたが、日本書紀等の文獻に車木ケンノウ古墳に斉明天皇を埋葬したという記述があるのか。あわせて、車木ケンノウ古墳に斉明天皇が埋葬されていると確実に肯定できる根拠を示されたい。

（三） 現在の斉明天皇陵のすぐ下には、斉明天皇の孫に当たる「天武天皇妃大田皇女」が葬られているとして宮内庁が「越智岡上墓」という名称で管理している陵墓がある。宮内庁は前回質問主意書に対する答弁書の中で、ここから被葬者を確実に特定できる陵誌銘が出土していないことを明らかにしているが、大田皇女が埋葬されているものと確実に肯定できる根拠を示されたい。

また、越智岡上墓とは、周知の埋蔵文化財包蔵地なのか否か、明らかにされたい。

（四） 前回質問主意書に対する答弁書で、牽牛子塚古墳の被葬者については「その被葬者を斉明天皇とする説があることは承知している」という見解が示されている。宮内庁が陵墓または陵墓参考地に治定していない古墳の中で、その被葬者が皇室の先祖であると考えられる学説について、宮内庁が把握しているものには他に何があるのか。古墳の名称と、考えられている被葬者とを列挙されたい。

（五） 宮内庁の治定による陵墓や陵墓参考地の被葬者とは別の被葬者が埋葬されているという学説がある古墳は少なくないが、宮内庁はその学説をどの程度把握しているのか明らかにされたい。

(六) 陵墓や陵墓参考地における祭祀の対象は何で、何を目的に行っているものなのか。

(七) 宮内庁の前身である宮内省が設置されて以降、陵墓や陵墓参考地の治定の変更や取り消しを行ったものがあるのか。あれば陵墓または陵墓参考地の名称、「古代高塚式の陵墓又は陵墓参考地」であれば考古学上の名称、被葬者、変更もしくは取り消しの日(西暦による)、変更もしくは取り消しの理由を明らかにされたい。

また、その際、祭祀の対象はどのように変更されたか。

(八) 奈良県天理市の行燈山古墳は宮内庁によって「崇神天皇陵」に、同じく天理市の渋谷向山古墳は「景行天皇陵」に治定され現在に至っている。現在の治定が行われるまでは、行燈山古墳は景行天皇陵、渋谷向山古墳は崇神天皇陵として扱われていたと思うが、どのような検討を経て現在の治定に至ったのか、詳細を示されたい。

また、その検討過程は何に記述されているのか。記録物の名称と、記述の全文を明らかにされたい。

(九) 本年八月四日に提出した質問主意書(以下、前々回質問主意書と略)に対する答弁書(内閣衆質一七五第三八号)で、行燈山古墳と渋谷向山古墳の治定の時期はどちらも文久年間と示されているが、この治定が行われるまで行燈山古墳では景行天皇が埋葬されているものとして、渋谷向山古墳では崇神天皇が埋葬されているものとして祭祀が行われていたのか。

また、その祭祀は「皇室の伝統に基づくものとして古くから行われているもの」(二〇〇九年七月九日提出の質問主意書に対する答弁書(内閣衆質一七一第六五七号)だったのか。

(十) 宮内庁はこれまで一貫して「陵墓や陵墓参考地については、現に皇室において祭祀が継続して行われ、皇室と国民の追慕尊崇の対象となつているので、静安と尊厳の保持が最も重要なことである」と述べ、これを理由に学術的目的であっても陵墓や陵墓参考地に治定している古墳の調査や自由な立ち入りを拒んでいる。陵墓や陵墓参考地に治定されている古墳が「国民の追慕尊崇の対象となつている」という根拠を明示されたい。

(十一) 前回質問主意書で、「現在陵墓に治定されている古墳で行われている皇室の伝統に基づく祭祀とは、明治新政府が新たにつくった儀礼ではないのか」と質し、明確に答えるよう求めたが、それに対する答弁は前々回質問主意書に対する答弁書での見解をそのまま引用するだけで、明確な記述がなかった。

宮内庁が「古代高塚式の陵墓又は陵墓参考地」として管理している百二十一の古墳の治定期間は、前々回質問主意書に対する答弁書で示されているように、元禄・享保年間のもの(二十三)で、残りの九十八の古墳の治定は幕末〜一九四〇年代前半である。二〇〇九年七月九日提出の質問主意書に対する答弁書に「陵墓における祭祀は、皇室の伝統に基づくものとして古くから行われているものと承知している」とある。しかし、前々回質問主意

書に対する答弁書では「治定以降現在に至るまで皇室による祭祀が継続して行われているところ」と示されている。皇室による祭祀の継続の始まりは「治定以降」で、「古くから」とは元禄・享保年間(十七世紀後半から十八世紀半ば)までで、多くは幕末〜一九四〇年代前半ということか。

(十二) 幕末〜一九四〇年代前半に治定された陵墓や陵墓参考地は百二十一の古墳のうち九十八であり、陵墓や陵墓参考地として宮内庁が管理している古墳において「皇室の伝統に基づくものとして古くから行われている」祭祀の実態とは、明治新政府の下で作り出された儀礼なのではないか。重ねて明確な答弁を求める。あわせて、現在のすべての陵墓や陵墓参考地の祭祀が、古代からの皇室の伝統に基づくものであるという根拠があれば明示されたい。

(十三) 前々回質問主意書に対する答弁書に「平安時代に成立した「延喜式」にも、祭祀の対象となる陵墓の一覧が記載されているところ」とあるが、これには陵墓参考地は含まれていないという理解でよいのか。

(十四) 宮内庁が「古代高塚式の陵墓」として管理している古墳は全体でいくつあり、延喜式記載の祭祀の対象に該当するものはそのうちいくつか。あわせて、延喜式に記載されているという祭祀の対象に該当する陵墓の名称・考古学上の名称・被葬者名・所在地・治定年月日(西暦による)をすべて明らかにされたい。

えた陵墓等がある」と示されているが、これに該当するものは宮内庁が「古代高塚式の陵墓又は陵墓参考地」として管理している百二十一の古墳のうち、いくつか。あわせて、該当する陵墓または陵墓参考地の名称・考古学上の名称・被葬者名・所在地・治定年月日(西暦による)をすべて明らかにされたい。

また、祭祀が途絶えた「時」とは、具体的にいつからいつまでなのか。

(十六) 前回質問主意書において、陵墓や陵墓参考地に治定されている古墳に設けられている鳥居の目的について質したが、答弁書では「陵墓等における特定の区域とそれ以外の区域との境界を示すために設置されているもの」というものであった。陵墓等における特定の区域とは、具体的に何をさしているのか。

(十七) 宮内庁が神武天皇陵と治定している「四条ミサンザイ古墳」について、前回質問主意書に対する答弁書は「周知の埋蔵文化財包蔵地としておらず、その種類区分等は把握していない」というものであった。神武天皇はいづれ、神武天皇陵はいづれ造られたのか。西暦で示されたい。

右質問する。

内閣衆質一七六第一七七号
平成二十二年十一月二十六日
内閣総理大臣 菅 直人
衆議院議長 横路 孝弘殿
衆議院議員吉井英勝君提出陵墓の治定と祭祀に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員吉井英勝君提出陵墓の治定と祭祀に関する再質問に対する答弁書

(一)について

宮内庁としては、牽牛子塚古墳については、現在も明日香村教育委員会が調査を行っているところと承知している。

また、斉明天皇陵の治定については、先の答弁書(平成二十二年十月十二日内閣衆質一七六第一号)(四)についてでお答えしたとおりである。

(二)及び(三)について

『日本書紀』には、天智天皇稱制六年二月二十七日に齊明天皇と間人皇女が小市岡上陵に合葬され、大田皇女がその陵前に埋葬されたことについての記述があり、『続日本紀』には、文武天皇三年十月二十日に衣縫王らを派遣して陵を修造させたこと及び天平十四年五月十日にその墳丘が崩壊し鈴鹿王らに修補させたことについての記述がある。また、『延喜式』には、齊明天皇陵は越智岡上陵とあり、大和国高市郡に所在する旨の記述がある。これらの記述や現地踏査等により、江戸時代の文久年間に、齊明天皇陵及び大田皇女墓が現在地に治定されたものである。

また、大田皇女越智岡上墓については、奈良県教育委員会からは、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四号)第九十三条第一項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地とはしていないと聞いている。

(四)及び(五)について

宮内庁としては、陵墓の調査考証の一環として学術論文等を収集しており、それらに記載さ

れた説については承知しているが、お尋ねにお答えすることは、様々な誤解を生じさせるおそれがあることから差し控えたい。

(六)について

皇室においては、陵墓等に葬られている祖先を追慕するため、祭祀を行っているところと承知している。

(七)について

陵墓関係事務を宮内省(当時)において取り扱うようになった明治十一年以降、治定替え又は治定解除を行った陵墓等の名称、考古学上の名称(古代高塚式の陵墓等に限る。)並びに治定替え又は治定解除の別及びその時期については、次のとおりである。なお、これらの陵墓等の治定替え又は治定解除の理由は、『古事記』、『日本書紀』、『延喜式』等の古記録の記述、地元の口碑伝承、現地踏査等に基づくものである。

崇峻天皇倉梯岡陵 千八百八十九年七月十六日に現在地に治定替え

天武天皇・持統天皇桧隈大内陵 野口王墓古墳 千八百八十一年二月十五日に現在地に治定替え

文武天皇桧隈安古岡上陵 栗原塚古墳 千八百八十一年二月十五日に現在地に治定替え

後一條天皇菩提樹院陵 千八百八十九年七月二十日に現在地に治定替え

旧仁賢天皇皇后春日大娘皇女陵 千八百七十九年二月八日に治定解除

光仁天皇夫人新笠大枝陵 不詳 千八百八十年十二月に現在地に治定替え

桓武天皇皇后乙牟漏高皇陵 伝高皇陵古墳 千八百七十九年十月十三日に現在地に治定替え

天智天皇皇子妃贈皇太后倭姫吉隱陵 不詳 千八百七十九年二月八日に現在地に治定替え

垂仁天皇皇子五十瓊敷入彦命宇度墓 淡輪二

サンザイ古墳 千八百八十年十二月二十八日に現在地に治定替え

景行天皇皇子日本武尊能褒野墓 能褒野王塚古墳 千八百七十九年十月三十一日に現在地に治定替え

後嵯峨天皇皇子額日王墓 千九百三年八月に現在地に治定替え

後村上天皇皇末孫河野宮墓 千九百十二年一月九日に現在地に治定替え

旧後龜山天皇皇曾孫尊秀王墓 千九百十二年一月九日に治定解除

旧性源院墓 千八百八十一年二月二十四日に治定解除

景行天皇皇子日本武尊能褒野墓附屬物(白鳥陵) 輕里大塚古墳 千八百八十年十二月二十八日に現在地に治定替え

後嵯峨天皇皇子額日王分骨塔 千九百三年八月に本墓から分骨塔に治定替え

旧小椋陵墓伝説地 千九百十二年一月九日に治定解除

旧伏見町陵墓伝説地 千九百十七年九月十一日に治定解除

旧矢作陵墓参考地 千九百四十一年四月十八日に治定解除

旧下嵯峨陵墓参考地 千九百四十四年二月五日に治定解除

旧相馬陵墓参考地 千九百四十四年二月五日に治定解除

旧河根陵墓参考地 千九百四十四年二月五日に治定解除

に治定解除

旧鶴塚陵墓参考地 千九百五十五年八月十七日に治定解除

旧秘塚陵墓参考地 千九百五十五年八月十七日に治定解除

また、個々の陵墓等における祭祀の対象は、当該陵墓等の被葬者である。

(八)について

お尋ねの「崇神天皇陵」及び「景行天皇陵」については、江戸時代の国学者谷森善臣が『延喜式』の記載に基づき考証した結果を踏まえ、文久年間に現在地に治定されたものと承知している。

なお、谷森善臣は、陵墓等の考証に関する成果について『文久山陵考』を著しており、これは『勤王文庫第參編』に収録されている。

(九)について

崇神天皇山辺道勾岡上陵及び景行天皇山辺道上陵が現在地に治定される以前のこれらの陵の状況については、承知していない。

(十)について

宮内庁としては、陵墓等には、多くの国民が拝礼等に訪れていると承知している。

(十一)及び(十二)について

陵墓等における祭祀については、先の答弁書(平成二十二年八月二十日内閣衆質一七五第三八号)(二)について及び先の答弁書(平成二十二年十月十二日内閣衆質一七六第一号)(七)についてでお答えしたとおりである。

(十三)について

富郷陵墓参考地は、『延喜式』に記載されている山背大兄王平群郡北岡墓の可能性があるものと考えている。

(十四)について

宮内庁が管理している百二十一の古代高塚式の陵墓等のうち、「延喜式」に祭祀の対象となる陵墓として記載されているものは、神武天皇畝傍山東北陵、綏靖天皇桃花鳥田丘上陵、安寧天皇畝傍山西南御陰井上陵、懿德天皇畝傍山南織沙溪上陵、孝昭天皇掖上博多山上陵、孝安天皇玉手丘上陵、孝靈天皇片丘馬坂陵、孝元天皇剣池嶋上陵、開化天皇春日率川坂上陵、崇神天皇山辺道勾岡上陵、垂仁天皇菅原伏見東陵、景行天皇山辺道上陵、成務天皇狭城盾列池後陵、仲哀天皇惠我長野西陵、応神天皇惠我漢伏岡陵、仁德天皇百舌鳥耳原中陵、履中天皇百舌鳥耳原南陵、反正天皇百舌鳥耳原北陵、允恭天皇惠我長野北陵、安康天皇菅原伏見西陵、雄略天皇丹比高鷲原陵、清寧天皇河内坂門原陵、顕宗天皇傍丘磐坏丘南陵、仁賢天皇埴生坂本陵、継体天皇三嶋藍野陵、安閑天皇古市高屋丘陵、宣化天皇身狭桃花鳥坂上陵、欽明天皇松隈坂合陵、敏達天皇河内磯長中尾陵、用明天皇河内磯長原陵、推古天皇磯長山田陵、舒明天皇押坂内陵、孝德天皇大阪磯長陵、齊明天皇越智岡上陵、天智天皇山科陵、天武天皇・持統天皇松隈大内陵、文武天皇松隈安古岡上陵、聖武天皇佐保山南陵、称徳天皇高野陵、光仁天皇田原東陵、平城天皇楊梅陵、仲哀天皇皇后神功皇后狭城盾列池上陵、仁德天皇皇后磐之媛命平城坂上陵、継体天皇皇后手白香皇女倉田陵、安閑天皇皇后春日山田皇女古市高屋陵、聖武天皇皇后光明子佐保山東陵、光仁天皇皇后井上内親王宇智陵、光仁天皇夫人新笠大枝陵、桓武天皇皇后乙牟漏高島陵、桓武天皇夫人旅子宇波多陵、天津日高彦火火出見尊高屋山上陵、履中天皇孫女飯豐天

皇埴口丘陵、天智天皇皇子追尊天皇春日宮天皇田原西陵、天智天皇皇子妃贈皇太后糠姫吉隠陵、天武天皇皇子追尊天皇岡宮天皇真弓丘陵、彦五瀬命龜山墓、垂仁天皇皇子五十瓊敷入彦命宇度墓、景行天皇皇子日本武尊能褒野墓、応神天皇皇子菟道稚郎子尊宇治墓、欽明天皇皇女大伴皇女押坂内墓、敏達天皇皇孫妃吉備姫王松隈墓、用明天皇皇子聖德太子磯長墓、桓武天皇皇子伊豫親王巨幡墓及び桓武天皇皇子仲野親王高島墓の計六十四である。これらの陵墓等の考古学上の名称、所在地及び治定時期については、先の答弁書(平成二十二年八月二十日内閣衆質一七五第三八号(五))についてでお答えしたとおりである。

(十五)について

御指摘の「中世以降、戦乱等の混乱により、一時祭祀が途絶えた陵墓等がある」とは、中世以降の戦乱等の混乱によりもたらされた様々な要因により祭祀が途絶えた可能性が高く、また、祭祀が行われていたことが記述された古記録が少ないため治定以前に祭祀が継続して行われていたことを確認できない陵墓等があるという趣旨を、端的にお答えしたものであり、お尋ねにお答えすることは困難である。

(十六)について

鳥居は、陵墓等において、埋葬区域と拝礼場所との境界、拝礼場所と参道との境界等に設置されている。

(十七)について

「日本書紀」には、神武天皇は神武天皇七十六年に崩御したと記述されているが、神武天皇陵の築造年次に関する記述は認められない。

平成二十二年十一月十八日提出
質問 第一七 八号

尖閣諸島沖の日本領海内で起きた中国漁船と海上保安庁巡視船の衝突事件を巡る政府の対応に関する再質問主意書

提出者 浅尾慶一郎

尖閣諸島沖の日本領海内で起きた中国漁船と海上保安庁巡視船の衝突事件を巡る政府の対応に関する再質問主意書

日本国の領土、領海、領空が今日あるのは、日本国民の先達等の努力の賜物であり、日本国民一人一人の不断の努力による結果であることは言うまでもない。

今まさにこの時も、海上保安官、陸海空の自衛官は自らの危険を顧みず、日々、日本の国土、国境を守っている。

また、警察官はもとより労働基準監督官、麻薬取締官等の特別司法警察職員は、日本国民の生命及び財産を守るために、被疑者が外国人であるか否かに関わらず、国内の犯罪の取り締まりにあっている。

これらの公務員の職務行為が妨害された場合、被疑者の国籍に関わらず、刑法第十五条に規定する公務執行妨害が問われるのは言うまでもない。

先般の尖閣諸島沖の日本領海内で起きた中国漁船と海上保安庁巡視船の衝突事件の映像(以下「衝突事件の映像」という)がインターネット上で公開され、各報道機関も連日放送しているが、この映像から判断すると、中国漁船の船長を、何等法的責任を問わずに釈放したことが、法と証拠に基づいた厳正公平・不偏不党を旨とした刑事処分と

して妥当であったのか甚だ疑問であり、平成二十二年十一月二日付け回答(以下「質問に対する回答」という)が極めて不自然な回答であると判断せざるを得ない。

また衝突事件の映像がインターネット上で公開されたことについて、公開した者が国家公務員であるなら、守秘義務違反として刑事責任を問われる場合もあるが、そもそも、今回の映像は、民主党政権が進める情報公開の精神に則り、率先して広く国民に公開すべき映像であったとの疑念を抱かざるを得ないものであるし、中国国内において英雄視されている中国人船長に対する公務執行妨害罪を不問に付して、その一方でそれに関する情報を公開した者が厳正に刑罰に付されることは、厳正公平・不偏不党を旨とする刑事事件の処分において果たして妥当なものかどうか強い疑念を抱かざるを得ない。

この問題意識に立つて、以下質問する。

一 尖閣諸島沖の日本領海内で起きた中国漁船と海上保安庁巡視船の衝突事件において、この中国漁船の船長を逮捕・送検し、那覇地検が勾留請求し、さらに十日間の勾留期間の延長請求をしたことについて、法と証拠に基づき、厳正公平・不偏不党を旨とする刑事処分において、何等問題の無いものであったと考えて良いか。

二 一について、これが何等問題の無いものであったなら、さらに衝突事件の映像から判断して、中国漁船の船長を起訴することなく釈放したのは、法と証拠に基づき、厳正公平・不偏不党を旨とする刑事処分において妥当なものであったと言えるのか明確に回答されたい。

三 質問に対する回答では、「検察当局は、常に法と証拠に基づき、厳正公平・不偏不党を旨と

して、刑事事件の処分をしており、被疑者の国籍等を理由として不当な起訴又は不起訴の判断をすることはない」とあるが、如何なる場合に「外交問題を考慮して」起訴又は不起訴の判断をするのか、一例でも想定されるものがあれば明確に回答されたい。

四 今回の尖閣諸島の日本領海内で起きた中国漁船と海上保安庁巡視船の衝突事件のように、刑事処分を行うことによって、諸外国との間で摩擦が起き、罪の重さと外交関係の重要性をばかり、起訴するかしないかの判断を行う必要が生じる事案について、今後も独任官たる検察官にその判断を委ねるということで間違いないか明確に回答されたい。

五 平成二十二年九月二十四日、那覇地検の次席検事は「我が国の国民への影響や日中関係を考慮すると、これ以上身柄を拘束して捜査を継続することは相当でないと判断」した旨述べ、仙谷官房長官は「地検(独自の判断)を了として、捜査指揮権を行使した事実はない」旨述べたが、これが民主党政権が掲げる政治主導であるのか、この事件において民主党政権はどのような政治主導を行ったのか明確に回答されたい。

六 今後、尖閣諸島の日本領海内で起きた中国漁船と海上保安庁巡視船の衝突事件に対して、刑事告発がなされた場合、もしくは刑事告発が受理されていた場合、引き続き那覇地検の責任と判断において、起訴・不起訴の判断がなされ、法務大臣の指揮権発動は行われないものとして理解して良いか回答されたい。

内閣衆質一七六第一七八号

平成二十二年十一月二十六日

衆議院議長 横路 孝弘殿
内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議員浅尾慶一郎君提出尖閣諸島の日本領海内で起きた中国漁船と海上保安庁巡視船の衝突事件を巡る政府の対応に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員浅尾慶一郎君提出尖閣諸島の日本領海内で起きた中国漁船と海上保安庁巡視船の衝突事件を巡る政府の対応に関する再質問に対する答弁書

一 及び二について

お尋ねの事件における被疑者の逮捕、検察官送致、勾留請求、勾留期間延長請求及び釈放については、いずれも、捜査当局において、法と証拠に基づいて適切に判断したものと承知している。

三について

お尋ねの「外交問題を考慮」が具体的に何を指すのか必ずしも明らかでないが、検察当局が、被疑者の起訴又は不起訴の判断に当たって、どのような事情を考慮するかについては、個別具体の事案に即して、法と証拠に基づいて判断すべき事柄であり、一概にお答えすることはできない。

四について

お尋ねの「刑事処分を行うこと」によって、諸外国との間で摩擦が起き、罪の重さと外交関係の重要性をはかり、起訴するかしないかの判断を行う必要が生じる事案が具体的に何を指すのか必ずしも明らかでないが、今後も、検察当

局においては、個別具体の事案に即して、引き続き、法と証拠に基づいて適切に判断していくものと承知している。

五について

菅内閣においては、「基本方針」(平成二十二年九月十七日閣議決定)等に基づき政治主導の国政運営に取り組んでいる。なお、被疑者を釈放するの方針は、検察当局が、法と証拠に基づいて適切に判断し、決定した上、発表したものと承知している。

六について

被疑者の処分については、検察当局において、法と証拠に基づき、適切に判断されるものと承知しているが、法務大臣は、検察庁法昭和二十二年法律第六十一号第十四条ただし書の規定により、個々の事件の処分等について、検事総長のみを指揮することができるとされているところ、法務大臣が個々の事件の処分について検事総長を指揮するか否かは、個別具体の事情に即して判断されるべき事柄であり、一概にお答えすることはできない。

平成二十二年十一月十八日提出
質 問 第 一 七 九 号

政府によるアイヌ政策のあり方に関する質問
主 意 書

提出者 浅野 貴博

政府によるアイヌ政策のあり方に関する質問
問 主 意 書

二〇〇七年九月十三日、国連総会において「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が圧倒的多数で採択されたことを受け、我が国では翌二〇〇

八年六月六日、衆参両院において「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」(以下、「国会決議」という。)が全会一致で可決された。「国会決議」を受け、政府は、アイヌの人々が先住民族であることを認め、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」を参照しつつ、アイヌ政策を更に推進し、総合的な施策の確立に取り組む考えを表明するとともに、内閣官房に「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を設置した。現在政府は、昨年七月の右有識者懇談会の報告を受け、本年一月から、内閣官房長官を座長とする「アイヌ政策推進会議」を開催していると承知する。右を踏まえ、質問する。

一 現在政府は、「アイヌ政策推進会議」において、アイヌ文化復興の拠点となる民族共生の象徴となる空間の設立、北海道外アイヌの人々の生活実態把握等、幅広い政策の推進を図ることとして承知するが、今後の政府によるアイヌ政策のあり方につき、改めて説明されたか。

二 先住民と先住民族の概念は異なるか。右質問に対し、過去の政府答弁書(内閣衆質一六三第五七号)では「先住民」及び「先住民族」については、現在のところ、国際的に確立した定義がなく、また、日本国政府としての明確な定義はない。したがって、これらが異なる概念であるか否かについても、お答えすることは困難である。」との答弁がなされている。「国会決議」が議決され、政府としてアイヌ民族を我が国の先住民族と認めた今、菅直人内閣として、右の問いにどう答えるか。

三 菅内閣として、先住民族の捕鯨に関し、どのような認識を有しているか。

四 菅内閣として、我が国の先住民族であるアイヌ民族の文化、伝統としての捕鯨に関し、どのような認識を有しているか。

五 我が国の先住民族であるアイヌ民族は、太古より捕鯨を行っていたが、右を菅内閣は承知しているか。

六 アイヌ民族の捕鯨再開に関し、菅内閣としてどのような認識を有しているか。

七 菅内閣または民主党内閣として、アイヌ民族側より、捕鯨の再開を求める要請を受けているか。

八 菅内閣として、アイヌ民族の文化、伝統である捕鯨の再開を認める考えはあるか。

内閣衆質一七六第一七九号

平成二十二年十一月二十六日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出政府によるアイヌ政策のあり方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員浅野貴博君提出政府によるアイヌ政策のあり方に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」の報告書を受け、内閣官房長官を座長とする「アイヌ政策推進会議」を開催し、アイヌの人々の意見等を踏まえた総合的かつ効果的なアイヌ政策の推進に努めてまいりたい。

二について

「先住民」及び「先住民族」の概念が異なるか否かについては、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」において「先住民族」の定義についての記述がなく、また、「先住民」及び「先住民族」に関する国際的に確立した定義がないこともあり、お答えすることは困難である。

三、四及び六について

政府としては、鯨類は重要な水産資源であり、アイヌの人々が行う捕鯨であるかにかかわらず、科学的根拠に基づき持続可能な利用を図るべきと考えている。

五について

政府としては、千六百年代には、アイヌの人々が鯨類を捕獲していたとする研究が存在することは承知している。

七について

御指摘の「アイヌ民族側」の意味が必ずしも明らかでないが、政府としては、政権交代後、アイヌの人々が行う捕鯨の再開についての要請は受けていない。

八について

鯨資源に関する科学的知見の不足を理由に、国際捕鯨委員会の決定により商業捕鯨が一時中断されている鯨種については、商業捕鯨の再開に向け最大限努力しているところであり、商業捕鯨が再開された場合には、アイヌの人々が行う捕鯨も含め、漁業関係法令に基づき、適切に対処したい。また、それ以外の鯨種に係る捕鯨については、現時点においても、漁業関係法令に基づき、商業捕鯨を行うことは可能である。

平成二十二年十一月十八日提出
質問 第一一八〇号

自動車関連税に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

自動車関連税に関する質問主意書

昨夏の衆議院選挙で、民主党はマニフェストに自動車関連税の「暫定税率廃止」を主張し、同様に「高速道路の無料化」も掲げ、これらはガソリンの消費を促し、温室効果ガスを二〇二〇年までに、一九九〇年比で二十五％削減するとする鳩山前首相の主張との整合性が問題となったが、今年度の税制改正においても、ガソリン税等の自動車関連税の大部分の暫定税率は実質的に維持され、公約は守られず、国民に対し公約違反となった。

同税の軽減と簡素化を求めてきた産業界からは、期待はずれだったとの不満の声上がり、この問題については、自公政権時に、道路特定財源を二〇〇八年度限りで廃止し、一般財源に切り替えたこと等を踏襲して、財政規律と地球温暖化防止の両面から幅広く議論する必要があると考えらる。

従って、次の事項について質問する。

一 今年度の税制改正における暫定税率について、昨夏の衆議院選挙における民主党マニフェストが、事実上守られなかったことに関してどのように捉えているのか、菅内閣の見解如何。
二 一に関連し、暫定税率は、もはや課税根拠がなく、自動車ユーザーにとっては新たな負担を求めているものであり、直ちに廃止せよとの声があるが、菅内閣の見解如何。
三 道路特定財源の一般財源化によって、受益者負担の原則がなくなり、自動車取得税は廃止すべきとの声があるが、菅内閣の見解如何。

四 三に関連し、現在、総務省が進める自動車税、軽自動車税と自動車重量税を一本化し、自動車のCO₂排出量と税額を連動させる構想がなされている。これに関し、保有課税においては、一般財源化により、自動車重量税は除くべきとの声があるが、菅内閣の見解如何。

五 低公害車や低燃費車は、低炭素社会実現に大きく貢献し、その税負担の軽減措置については延長すべきと考えるが、菅内閣の見解如何。右質問する。

内閣衆質一七六第一一八〇号

平成二十二年十一月二十六日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出自動車関連税に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員木村太郎君提出自動車関連税に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、平成二十二年度税制改正において、従前の暫定税率は廃止した上で、揮発油税、地方揮発油税及び軽油引取税並びに自動車取得税については、地球温暖化対策の観点、国及び地方の財政の状況などを踏まえ、当分の間、その税率水準を維持することとし、自動車重量税については、地球温暖化対策の観点から、環境への負荷の低減に資するための見直しを行いながら、税負担の軽減を行うこととしたところである。

二について

揮発油税、地方揮発油税及び軽油引取税につ

いては、一について述べたとおり、当分の間、その税率水準を維持することとしたところであるが、その税率については、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第四百八十八条において、「政府は、地球温暖化対策のための税について、新租税特別措置法第八十八條の八第一項及び地方税法等改正法第一条による改正後の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第十二條の二の八の規定により当分の間規定する税率の取扱いを含め、平成二十三年度の実施に向けた成案を得るよう、検討を行うものとする」とされており、所要の検討を進めているところである。

自動車取得税については、一について述べたとおり、当分の間、その税率水準を維持することとし、自動車重量税については、一について述べたとおり、環境への負荷の低減に資するための見直しを行いながら、税負担の軽減を行うこととしたところであるが、自動車取得税及び自動車重量税については、所得税法等改正法附則第四百九条において、「新租税特別措置法第九十條の十二並びに地方税法等改正法第一条による改正後の地方税法附則第十二條の二の二第二項並びに附則第十二條の二の三第二項及び第三項に規定する自動車重量税及び自動車取得税の特例の適用期限が到来するまでに、地球温暖化対策の観点並びに国及び地方の財政の状況を踏まえつつ、新租税特別措置法第九十條の十一第一項及び第九十條の十一の二第一項並びに地方税法等改正法第一条による改正後の地方税法附則第十二條の二の三第一項の規定により当分の間規定する税率の取扱いを含め、簡素

化、グリーン化(環境への負荷の低減に資するための見直しをいう。)、負担の軽減その他車体課税を取り巻く状況の変化に適切に対応するための措置について検討し、その結果に応じて、所要の見直しを行うものとする」とされており、政府としては、本規定にのっとり、所要の見直しを行ってまいりたい。

三について
自動車取得税については、一について述べたとおり、当分の間、その税率水準を維持することとしたところであるが、今後の取扱いについては、二について述べたとおり、所得税法等改正法附則第四百九条の規定にのっとり、所要の見直しを行ってまいりたい。

四について
自動車重量税、自動車税及び軽自動車税については、総務省が税制調査会に対し、平成二十二年十一月十九日に「環境自動車税(仮称)」に関する基本的な考え方を示し、同調査会が議論を行ったところである。政府としては、所得税法等改正法附則第四百九条の規定にのっとり、所要の見直しを行ってまいりたい。

五について
政府としては、お尋ねの「低公害車や低燃費車」など環境性能に優れた自動車について税制上の優遇措置を講じているところであるが、個別の措置の今後の取扱いについては、所得税法等改正法附則第四百九条の規定による見直しを含め、税制調査会における議論を踏まえて、適切に対応してまいりたい。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。
平成二十二年十月二十九日
参議院議長 西岡 武夫
衆議院議長 横路 孝弘殿

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律
(選挙期日)
第一条 平成二十三年三月一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体(都道府県、市町村及び特別区に限る。以下同じ。)の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合及び公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三十四条の二第一項又は第三項(これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。)の規定により行う場合を除き、同法第三十三条第一項の規定にかかわらず、都道府県及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の議会の議員及び長の選挙にあつては平成二十三年四月十日、指定都市以外の市、町村及び特別区(以下「市区町村」という。)の議会の議員及び長の選挙にあつては同月二十四日とする。

2 平成二十三年六月一日から同年十月十日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、公職選挙法第三十三条第一項の規定にか

わらず、それぞれ前項に規定する期日とすることができ。この場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、都道府県又は指定都市(以下「都道府県等」という。)の選挙管理委員会にあつては同年一月九日までに、市区町村の選挙管理委員会にあつては同月二十三日までに、その旨を告示しなければならない。

3 統一地方選挙の対象の地方公共団体の議会の議員又は長(第一項の地方公共団体の議会の議員又は長であつて当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について公職選挙法第三十四条の二第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による告示がなされていないもの及び前項前段の地方公共団体の議会の議員又は長であつて当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について同項後段の規定による告示がなされているものをいう。次項において同じ。)について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合において、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定により当該選挙を行うべき期間が平成二十三年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が次条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日前五日までに始まるときは、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合を除き、当該選挙の期日は、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定にかかわらず、それぞれ第一項に規定する期日とする。

4 統一地方選挙の対象の地方公共団体の議会の議員又は長以外の地方公共団体の議会の議員又

は長(当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について、公職選挙法第三十四条の二第二項(同条第四項において準用する場合を含む。))の規定による告示がなされているものを除く。))について、選挙を行うべき事由が生じた場合(同法第一百七十七条の規定により選挙を行うべき事由が生じた場合を除く。))において、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定により当該選挙を行うべき期間が平成二十三年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が次条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日前十日までに始まるときは、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合を除き、当該選挙の期日は、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定にかかわらず、それぞれ第一項に規定する期日とする。 (告示の期日) 第二条 前条の規定により行われる選挙の期日は、公職選挙法第三十三条第五項又は第三十四条第六項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める日に告示しなければならない。 一 都道府県知事選挙 平成二十三年三月二十四日 二 指定都市の長の選挙 平成二十三年三月十七日 三 都道府県等の議会の議員の選挙 平成二十三年四月一日 四 指定都市以外の市及び特別区の議会の議員及び長の選挙 平成二十三年四月十七日 五 町村の議会の議員及び長の選挙 平成二十三年四月十九日	(同一の地方公共団体における任期満了選挙の同時選挙の取扱い) 第三条 公職選挙法第三十四条の二の規定は、地方公共団体の議会の議員の任期及び当該地方公共団体の長の任期がいずれも平成二十三年三月一日から同年五月三十一日までの間に満了する場合には、適用しない。 (同時選挙) 第四条 第一条の規定により行われる都道府県の議会の議員の選挙及び都道府県知事選挙又は市町村若しくは特別区の議会の議員の選挙及び市町村若しくは特別区の長の選挙は、それぞれ公職選挙法第一百九条第一項の規定により同時に行う。 2 第一条の規定により行われる指定都市の議会の議員又は長の選挙及び当該指定都市の区域を包括する都道府県の議会の議員又は長の選挙は、公職選挙法第一百九条第二項の規定により同時に行う。 3 前二項の規定は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成十三年法律第四十七号)第十四条第一項の規定により公職選挙法第十二章の規定を適用しないこととされる選挙については、適用しない。 (重複立候補の禁止) 第五条 第一条の規定により平成二十三年四月十日に行われる選挙において公職の候補者となつた者は、当該選挙区(選挙区がないときは、選挙の行われる区域)の全部又は一部を含む区域について、同条の規定により同月二十四日に行われる選挙又は公職選挙法第三十三条の二第二	項(同条第七項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))の規定により同日に行われる衆議院議員若しくは参議院議員の再選挙若しくは補欠選挙における公職の候補者となることができない。 2 前項の規定により公職の候補者となることができない者は、公職選挙法第六十八条第一項第二号(同法第四十六条の二第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、第六十八条第三項第二号、第八十六条第九項第三号、第八十六条の二第七項第二号(同法第八十六条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。))及び第八十六条の四第九項の規定の適用については、同法第八十七条第一項の規定により公職の候補者となることができない者とみなす。 (寄附等の禁止期間) 第六条 第一条第一項又は第二項の規定により行われる選挙について、公職選挙法第九十九条の二及び第九十九条の五の規定を適用する場合には、同法第九十九条の二第一項に規定する期間及び同法第九十九条の五第一項から第三項までに規定する一定期間とは、同条第四項の規定にかかわらず、第一条第一項又は第二項の規定によるそれぞれの選挙の期日前九十日に当たる日から当該選挙の期日までの間とする。 第七条 前条の規定は、次に掲げる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、適用しない。 一 平成二十三年三月一日から同月三十日まで の間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙	二 平成二十三年三月三十一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員の任期満了による選挙(市区町村であつて、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日が前九十一日に当たる日又は同年一月二十三日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の長の任期満了の日が同年六月一日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日が前九十日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の議会の議員の任期満了の日があるもの(市区町村であつて、当該市区町村の長の任期満了の日が前九十一日に当たる日又は同年一月二十三日のいずれか早い日において、当該市区町村の議会の
--	--	---	--

議員の任期満了による選挙について第一条第二項後段の規定による告示がなされているものを除く。）の長の任期満了による選挙に限る。）

2 前項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、都道府県等の議会の議員の任期満了による選挙について準用する。この場合において、同号中「同年一月二十三日」とあるのは、「同年一月九日」と読み替えるものとする。

（政令への委任）

第八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（人口の特例）

第二条 第一条の規定により行われる選挙により選挙すべき地方公共団体の議会の議員の定数につき地方自治法第九十条第二項又は第九十一条第二項の規定を適用する場合並びに第一条の規定により行われる選挙における地方公共団体の議会の議員の選挙区につき公職選挙法第十五条第二項、第三項及び第八項並びに第二百七十一条第二項の規定を適用する場合における当該地方公共団体の人口については、他の法令の規定にかかわらず、平成二十三年一月一日までに平成二十二年の国勢調査の結果による人口が官報で公示されるに至らなかった場合には、当該地方公共団体の条例の定めるところにより、官報で公示された平成十七年の国勢調査の結果による人口によることができる。

2 地方自治法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第 号）の施行の日以後第一条の規定により行われる選挙について前項の規定を適用する場合においては、同項中「第一条の規定により行われる選挙により選挙すべき地方公共団体の議会の議員の定数につき地方自治法第九十条第二項又は第九十一条第二項の規定を適用する場合並びに第一条」とあるのは、「第一条」とする。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案 内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の任期が平成二十三年三月、四月又は五月中に満了することとなる実情にかんがみ、国民の地方選挙に対する関心を高めるとともに、これらの選挙の円滑かつ効率的な執行を図るため、これらの選挙の期日を統一するとともに、これに伴う公職選挙法の特例を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 平成二十三年三月一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合及び公職選挙法第三十四条の二の規定以下「九十日特例の規定」という。）により行う場合を除き、選挙の期日及び告示の日を次のとおりとすること。

都道府県知事の選挙

指定都市の長の選挙

都道府県及び指定都市の議会の議員の選挙

指定都市以外の市及び特別区の議会の議員及び長の選挙

町村の議会の議員及び長の選挙

選挙の期日 告示の日

平成二十三年四月十日 同年三月二十四日

同年四月十日 同年三月二十七日

同年四月十日 同年四月一日

同年四月二十四日 同年四月十七日

同年四月二十四日 同年四月十九日

2 平成二十三年六月一日から同月十日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、選挙の期日及び告示の日を1に掲げる日とすることができるものとする。

3 九十日特例の規定は、地方公共団体の議会の議員の任期及び当該地方公共団体の長の任期がいずれも平成二十三年三月一日から同年五月三十一日までの間に満了する場合には、適用しないものとする。

4 同時選挙、重複立候補の禁止及び寄附等の禁止に関し、必要な規定を設けるものとする。

5 この法律は、公布の日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の任期が平成二十三年三月、四月又は五月中に満了することとなる実情にかんがみ、国民の地方選挙に対する関心を高めるとともに、これらの選挙の円滑かつ効率的な執行を図るため、これらの選挙の期日を統一するとともに、これに伴う公職選挙法の特例を定めようとするもので、その措置は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

に、これに伴う公職選挙法の特例を定めようとするもので、その措置は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

平成二十二年十一月二十六日

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長 松崎 公昭

衆議院議長 横路 孝弘殿

国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案 右の議案を提出する。

平成二十二年十一月三十日

提出者

議院運営委員長 川端 達夫

国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「当月分」を「日」に、「前月分」を「日の前日」に改める。 第三条中「当月分」を「日」に改める。 第四条中「除名の場合又は死亡した」を「又は除名の」に、「当月分」を「日」に改め、同条に次の一項を加える。 2 議長、副議長及び議員が死亡した場合には、その当月分までの歳費を受ける。 第四条の次に次の一条を加える。 第四条の二 第二条、第三条又は前条第一項の規定により歳費を受ける場合であつて、月の初日から受けるとき以外のとき又は月の末日まで受けるとき以外のときは、その歳費の額は、その月の現日数を基礎として、日割りによつて計算する。 第十一条中「第六条まで」の下に「第四条の二を除く。」を加え、同条に後段として次のように加える。 この場合において、第三条及び第四条第一項中「日」とあるのは、「当月分」と読み替えるものとする。 附則第十四項中「当分の間、」を削り、「以降」を「から国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第 号）の施行の日の属する月の前月分まで」に改める。 附 則 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。	理 由 国会議員の歳費について、日割計算により支給することとすることがある。これが、この法律案を提出する理由である。		
--	--	--	--

明治三十五年三月十一日
第一種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
本体	本号一部
一一〇円	一一五円